

平成 年度

第 号

# 物品賃貸借契約書（リース）

# 物品賃貸借契約書

1. 契約件名  
別紙明細のとおり

2. 賃貸借料金 円 (月額金 円)

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円  
(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の77  
及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に8/108を乗じて得た額である。  
ただし、( ) の部分は、契約者が、課税業者である場合にのみ使用する。

3. 賃貸借期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 設置場所

5. 契約保証金

上記賃貸借物品 (以下「物品」という。) の賃貸借及び保守について賃借人 支出負担行為担当官 と、賃借人 は、次の条項により契約を締結する。

(総 則)

第1条 賃借人は、賃借人に対して、本契約の条項及び別紙仕様書に従って賃貸物件の賃貸及び保守を行い、賃借人は、それに対し料金を支払うことを約定するものとする。

第2条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、料金が著しく不相当であると認められるに至った場合は、賃借人貸借人協議して変更することができるものとする。

(物品の引渡し)

第3条 物品は、前記設置場所において、引渡しを行う。

- 2 賃借人は、賃貸開始日までに物品を使用可能状態に調整し、引渡しの際は、賃借人の監督職員による確認を受けるものとする。
- 3 物品の導入及び現地調整に要する費用は、賃借人の負担とする。

(引渡期限の延伸)

第4条 賃借人は、賃貸開始日までに物品を引渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び引渡可能期日を明示して、賃借人に延伸の承認を求めなければならない。

- 2 賃借人は、前項の請求に対して支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他賃借人の責めに帰することができない事由に基づく場合のほか遅滞金を徴収する。
- 3 前項による遅滞金は、延伸前の賃貸開始日から物品引渡しの日の前日までの日数に応じ、年36.5パーセントとする。ただし、その総額が契約金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しない。

(権利・義務の移転禁止)

第5条 賃借人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、賃借人の承諾を得た場合は、この限りではない。

(禁止行為)

第6条 賃借人は、書面による賃借人の承諾を得た場合のほか、下記の行為をしないものとする。

- (1) 物品に他の装置、部品、付属品を付着し、又は物品からそれらを取り外し、若しくは物品のそれらを取り替えること。
- (2) 物品に付着してある表示を取り外すこと。
- (3) 物品を他の物品に付着すること。

(物品の保守)

第7条 貸借人は、物品を常時正常な運転状態又は十分に機能が働く状態に維持するものとする。

- 2 物品の保守は、(以下「メーカー」という)に委託するものとする。
- 3 前項の保守費用は、料金に含むものとし、保守にあたり必要とする電力料金は、貸借人の負担とする。

(貸借人の善管義務)

第8条 貸借人は、物品を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用、保管し、物品の設置場所につき、良好な環境を保持するものとする。

(物品の故障)

第9条 物品が故障したときは、貸借人は、貸借人にその旨通知する。貸借人は、すみやかに故障の原因を調整し修理するものとする。ただし、物品の故障が長時間にわたり、保守に日時を要する等貸借人の業務に支障を来す恐れのある場合又は物品の能力が低下した場合には、当該物品の入替えを行うなど、誠意をもって善処しなければならないものとする。この場合、故障の原因が貸借人の責に帰すべき事由による場合は、その費用は貸借人の負担とする。

(保 険)

第10条 装置使用期間中の必要な保険については、貸借人が保険契約を締結し、保険料は貸借人の負担とする。

- 2 前項の保険は、物品の損害について物品の保有、使用によって生じた貸借人又は貸借人の損害について、貸借人の指定する金額を補填することを内容とする貸借人の指定する保険とする。

(物品の返還)

第11条 貸借人は、賃貸借期間の終了又は中途解約により物品を返還する場合、貸借人に対し返還する旨を 日前までに文書をもって通知するものとする。

- 2 貸借人は、前項の通知を受けたときはすみやかに引取るものとし、引取りに要する費用は、貸借人の負担とする。

(料金の支払)

第12条 賃借人は、賃借人が提出する1か月ごとの適法な支払請求書を受領してから30日以内(以下「約定期間」という。)に、海上保安庁において、その料金を支払うものとする。

2 賃借人は、賃借人から支払請求書を受領した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示して、これを賃借人に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から賃借人が賃借人の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が賃借人の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、賃借人の是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

#### (遅延利息)

第13条 賃借人は、約定期間内に料金の支払をしないときは、賃借人に対し遅延利息を支払なければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントとする。ただし、賃借人が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 賃借人が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したもののみなし、賃借人は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を賃借人に支払うものとする。

#### (契約の解除)

第14条 下記各号の一に該当するときは、賃借人はこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 賃借人から解約の申出があったとき。
- (2) 賃借人が賃貸開始日までに物品の引渡しをしないとき又は引渡しをする見込みがないことが明らかなきとき。
- (3) 賃借人が第5条の規定に違反したとき。
- (4) 前各号ほか、賃借人がこの契約に違反し、そのため賃借人が契約の目的を達することができないとき。
- (5) この契約の履行について、賃借人又はその代理人若しくはその使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が賃借人の行う検査若し

くは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(6) 貸借人が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

- 2 前項第1号から第5号までの場合において、貸借人は違約金として、料金の貸借期間の残存月数（1か月未満の期間は1か月とする。）を乗じた額の10分の1に相当する金額を貸借人に支払わなければならない。ただし、第1号又は第2号の場合において、貸借人の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。
- 3 貸借人（貸借人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 役員等（貸借人が個人である場合にはその者を、貸借人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
  - (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき
  - (7) 貸借人が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、貸借人が貸借人に対して当該契約の解除を求め、貸借人がこれに従わなかったとき。
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、貸借人は、貸借料の10分の1に相当する額を違約金として貸借人の指定する期間内に支払わなければならない。

第15条 賃借人は、前条に定める場合のほか自己の都合により、賃貸借期間の終了前にこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、賃借人は、賃借人に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、賃借人賃借人協議して定めるものとする。

(相殺等)

第16条 この契約により、賃借人が賃借人から取得すべき遅滞金、違約金がある場合において、賃借人が当該金額と相殺することができる債務を賃借人に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお賃借人において取得金がある場合又は賃借人が遅滞金、違約金を徴収する場合において、賃借人は、賃借人の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、賃借人に対し遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.7パーセント」とあるは「年5パーセント」と、同項ただし書中「賃借人」とあるのは、「賃借人」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第17条 賃借人又はメーカーの従業員は、物品の保守管理等のため、その設置場所に立ち入ることができる。この場合従業員は必ず身分証明書を携帯しなければならない。

2 前項の立ち入りに際して知得した賃借人の業務上の秘密は、これを第三者に漏洩し、又は利用してはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条 賃借人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、賃借人は、賃借人の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、賃借人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は賃借人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃借人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が貸借人又は貸借人が構成事業者である事業者団体（以下「貸借人等」という。に対して行われたときは、貸借人等に対する命令で確定したものをいい、貸借人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、貸借人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸借人に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、貸借人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 貸借人が前項の違約金を貸借人の指定する期間内に支払わないときは、貸借人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を貸借人に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛義を生じたときは、貸借人貸借人協議して定めるものとする。



以上契約を証するため、この証書2通を作成し、賃借人賃借人各1通を保有する。

平成 年 月 日

賃借人 住 所  
氏 名

賃借人 住 所  
氏 名